平成２２年（フ）第４４７８号
東京都葛飾区東新小岩４丁目１―18―202
破産者　内山　康三
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５７５号
東京都中央区日本橋浜町２丁目46番地１号　くぼげんビル３階
破産者　有限会社湘南エージェンシー
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５７６号
埼玉県春日部市大枝89―６―16―304
破産者　石崎　讃幸
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５７７号
埼玉県春日部市大枝118―６―５―22―502
破産者　金子　房子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７７３号
宮城県仙台市太白区泉崎１丁目32番32号
破産者　仙台オーダーファクトリー株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７７４号
大阪府大阪市東成区中本３丁目10番６号
破産者　トス商事株式会社
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７７５号
大阪府大阪市東成区中本３丁目10番６号
破産者　株式会社ホーケン
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８８０号
千葉県四街道市美しが丘３丁目23番１号
破産者　有限会社ケンプランニング
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８８１号
東京都町田市本町田3486―１―13―304
破産者　谷内　建治
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８８２号
東京都町田市本町田3486―１―13―304
破産者　谷内　咲子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９６１号
東京都杉並区堀ノ内３丁目19番４号
破産者　有限会社ブイズビュー
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９６２号
東京都杉並区梅里１丁目11―８―203
破産者　鈴木　勝則
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７７号
東京都新宿区築地町22番地
破産者　有限会社鴨志田印刷所
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０００号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目53番17号
破産者　有限会社ステートレス
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５００１号
山梨県山梨市小原東980、開始決定時の住所　東京都目黒区南１丁目３―４―205
破産者　加藤　英己
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０２１号
東京都杉並区下井草４丁目２番13号
破産者　株式会社スペース・ヤード
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０２２号
東京都杉並区下井草４丁目２―13
破産者　佐々木英生
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０２３号
東京都杉並区下井草４丁目２―13
破産者　佐々木なつよ
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０５８号
東京都西東京市東町１丁目７番14号　サニーハイツ小田101号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区南大泉２丁目27番14号
破産者　株式会社トゥサウザンド
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０８７号
神奈川県川崎市川崎区塩浜４丁目14番４号
破産者　有限会社協栄塗装工業
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０８８号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３―25―304
破産者　加藤　千早
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１００号
茨城県古河市東本町３丁目12―７
破産者　綿引　　出
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部